

# 教育委員会会議を傍聴される方へ

教育委員会では、「秦野市教育委員会会議の傍聴に関する規則」で、傍聴についての決まりを定めています。

次のいずれかに該当する方は、傍聴することができません。

- ◎ 酒気を帯びていると認められる方
- ◎ 会議の妨害となると認められる器物を携帯している方
- ◎ その他委員長が傍聴を不相当と認める方

(秦野市教育委員会会議の傍聴に関する規則第4条各号)

次の行為は禁止されています。

- ◎ みだりに傍聴席を離れること
- ◎ 私語、雑談、拍手等を行うこと
- ◎ 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること
- ◎ 飲酒飲食を行うこと
- ◎ 委員長の許可を得ないで写真撮影、録音又は録画を行うこと
- ◎ その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(秦野市教育委員会会議の傍聴に関する規則第5条各号)

禁止行為をした場合は、退場となる場合もあります。

(秦野市教育委員会会議の傍聴に関する規則第6条第1項)

秦野市教育委員会